

クーリング・オフとはどんな制度？

突然家にセールスマンがやってきた(訪問販売)、歩いていたら声をかけられた(キャッチセールス)、電話で呼び出された(アポイントメントセールス)などで一旦契約をしたものの「冷静に考えたら必要ない」という経験はありませんか？



クーリング・オフの効果

- 支払った代金は全額返金されます。
- 契約書に「キャンセル料」や「違約金」について書かれていても、これらを一切支払う必要はありません。
- 商品・権利の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります(着払いで返送できます)。
- 通常使用してしまった商品であっても、契約をなかったことにできます(一部除外品あり)。
- サービス(役務)の場合は、そのサービス(役務の提供)を受けた後でもなかったことにできます。
- 住宅リフォームの場合等は、無料で元通りに戻す(原状回復)ことを事業者に求めることができます。